

## まちづくり交付金の採択について

1. 交付の判断は、まちづくり交付金の事前評価時における客観的評価基準（平成16年4月27日付け、都市・地域整備局まちづくり推進課長、住宅局市街地建築課長、道路局地方道・環境課長通知）に基づいて行う。

2. 以下の項目については、特に重視する。

（「都市再生基本方針との適合等」に対応する項目）

- ① まちづくりの目標と都市再生基本方針及び市町村の基本構想等の上位計画との矛盾していないこと

（「事業の効果」に対応する項目）

- ② アンケート調査、CVM法、個別事業単位でのB/C、ベンチマーク法等により、十分な事業効果が確認されていること

（「円滑な事業執行の環境」に対応する項目）

- ③ 計画の具体性など、事業の熟度が高いこと（下記のいずれにも該当しない）
- ・ 事業の内容及び規模が具体的でない
  - ・ 事業計画の内容を住民、議会等に周知していない
  - ・ 計画区域又は市町村全域の住民の相当数が反対の表明をしている。

3. 以下の各項目については、次の各点が配慮されていることが望ましい。

（「目標の妥当性」に対応する項目）

- ④ まちの課題に十分対応し、かつ、まちづくりの先導性、緊急性が高いこと（先導性、緊急性の例）
- ・ 街なか居住や福祉、公共交通の利用利便性の観点から、誰もが安心・快適に生活できるコンパクトな都市構造への転換を進める地区
  - ・ 規制や事業を組み合わせ、積極的に良好な景観の形成に取り組む地区
  - ・ 疲弊した地域経済に対し、官民が力を合わせてまちづくりを進める地区
  - ・ 激甚な災害の被災地において、災害に強いまちづくりを行う地区
  - ・ 世界的にも貴重な文化遺産、自然遺産等を活かしたまちづくりを行う地区
  - ・ 福祉・教育・農業等多様な施策との連携等、今後のまちづくりのモデルとなる地区

(「計画の効果・効率性」に対応する項目)

- ⑤ 目標、指標と事業内容及び計画区域の整合性が確保され、かつ、指標、数値目標が市民にとって分かりやすいものとなっていること  
(目標、指標及び事業内容の整合性の確保の確認方法)  
別紙「まちづくりの目標、数値指標と事業間の関係シート(案)」を参考とすること。
- ⑥ 事業効果及び当該地方公共団体の財政状況を勘案して適正な規模の計画となっていること

(「計画の実現可能性」に対応する項目)

- ⑦ 地元にまちづくりに向けた機運があり、地元の熱意が高いこと  
(地元の熱意の例)
- ・町内会や商店街等による、まちづくりに係る自発的な取り組みがなされている
  - ・計画作成に住民・民間事業者等が参加している
  - ・住民等による継続的なまちづくり活動の実施が予定されている
  - ・施設の維持管理、清掃等、まちの運営・管理等を行う組織の設置が予定されている
- ⑧ 円滑な事業執行の環境が整っていること  
(下記については、全ての項目について行うことが望まれる)  
(住民との関係)
- ・住民等の意見を反映した計画が作成されている
  - ・住民等に対する継続的な広報の実施を計画に位置づけている
- (計画の管理)
- ・リスク分析を実施した上で計画が作成されている
  - ・事業の進捗に応じた、数値目標達成状況等のモニタリングを計画に位置づけている
- (組織、体制等)
- ・庁内の横断的組織を組織して、全庁的な協力体制を築いている
  - ・計画内容について、都市計画審議会や専門家からなる第三者機関の意見を聞いている